

健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします

「健全化判断比率」と「資金不足比率」は各会計の財政状況を示す指標で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度公表することが地方公共団体に義務付けられています。

早期健全化基準…基準値以上となると、財政破綻の一手手前の状態とみなされ、外部の財務監査を受け、財政健全化計画を策定することになる地方公共団体（財政健全化団体）に指定されます。

財政再生基準…基準値以上となると、財政が破綻しているとみなされ、国の管理下で再建に取組むことになる地方公共団体（財政再生団体）に指定されます。

※該当がない場合は、「－」で表示しています。

健全化判断比率

①実質赤字比率

地方公共団体の標準財政規模（標準的な収入額を示す数値）に対する一般会計等（普通会計）の実質赤字の比率であり、赤字の深刻度を表しています。平成29年度の一般会計、環境衛生事業特別会計並びに住宅資金貸付事業特別会計の実質収支の合計は黒字であり、実質赤字比率は該当せず、財政の健全性を表しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実質赤字比率	－	－	－
早期健全化基準	13.27%	13.31%	13.38%
財政再生基準	20.00%		

②連結実質赤字比率

標準財政規模に対する、公営事業を含む地方公共団体の全会計の実質赤字の比率であり、地方公共団体全体における赤字の深刻度を表しています。平成29年度の全会計の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は該当せず、財政の健全性を表しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
連結実質赤字比率	－	－	－
早期健全化基準	18.27%	18.31%	18.38%
財政再生基準	30.00%		

③実質公債費比率

標準財政規模に対する、公債費（借入金の元利償還金）及び公債費に準じた経費の比率の3か年平均であり、数値が大きいくほど資金繰りが悪化していることを表します。また、実質公債費比率が18%以上になると、地方債を発行する場合に都道府県知事の許可を受けなければならず、25%以上になると、地方債の発行が制限されます。平成29年度の決算に基づく実質公債費比率は14.0%で、早期健全化基準を下回り、財政の健全性を表しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実質公債費比率	14.7%	14.4%	14.0%
早期健全化基準	25.0%		
財政再生基準	35.0%		

④将来負担比率

標準財政規模に対する、地方債（借入金）残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率であり、数値が大きいくほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを表します。平成29年度の決算に基づく将来負担比率は49.7%で、早期健全化基準を下回り、財政の健全性を表しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
将来負担比率	58.0%	46.9%	49.7%
早期健全化基準	350.0%		

資金不足比率

公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の比率であり、数値が大きいくほど経営状態が悪化していることを表します。

平成29年度の全ての特別会計において、資金不足額は生じていません。

特別会計の名称	資金不足比率			
	経営健全化基準	平成27年度	平成28年度	平成29年度
水道事業会計	20.0%	－	－	－
病院等事業会計		－	－	－
公共下水道事業会計		－	－	－
観光事業特別会計		－	－	－
農業集落排水事業特別会計		－	－	－

経営健全化基準…地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値であり、基準値以上となると、外部の財務監査を受け、経営健全化計画を策定することになります。

問い合わせ先 財政課(☎0837(52)5226)



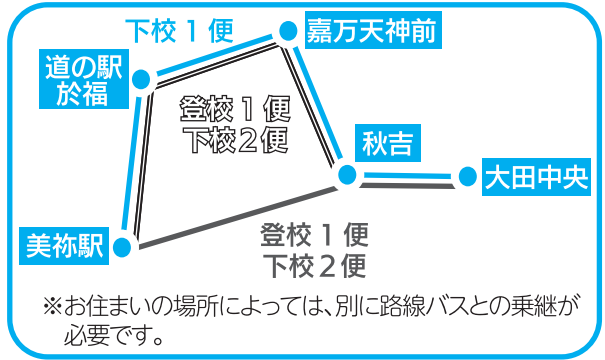
美祿市の公共交通まちづくり②

通学・通勤 おすすめ線について

美東地域・秋芳地域からの市内高校 への通学が便利になりました!!

これまで、大田中央バス停から市内高校へのバス通学は、最大で1時間程度かかっていましたが、10月からスタートしました新たな公共交通網で通学便を見直したことから、所要時間が最大で約25分も短くなり、通学がぐっと楽になりました。

時刻については、広報「げんきみね。」10月号と併せて配布しました美祿市公共交通時刻表20ページ(通学・通勤おすすめ線)をご覧ください。
なお、時刻表については、市のホームページにも掲載しています。



※お住まいの場所によっては、別に路線バスとの乗継が必要です。

★訂正

広報「げんきみね。」10月号に併せて配布しました美祿市公共交通時刻表に訂正ありましたので、お知らせします。

美祿市公共交通時刻表19ページ秋吉方面表中

【誤】 土日祝及び12/31~1/3 ⇒ 【正】 土日祝及び12/29~1/3

美祿市公共交通時刻表4ページののりあいジオタクシー-美祿3号車時刻表中

【誤】 10:30 (発) ⇒ 【正】 10:00 (発)

ご不明な点等は、各総合支所、公民館へお気軽にお問い合わせください。

今回は、「のりあいジオタクシー(旧ミニバス)について」お知らせします。

問い合わせ先
地域振興課(☎0837(52)1128)

各種相談

年金

11月14日 美祿市民会館
9時30分~12時、13時~15時30分

予約先 宇部年金事務所(☎0836(33)7111)

農業問題

11月13日 農業委員会事務局
9時~11時30分 ※開催1週間前までに要予約

予約先 農業委員会事務局(☎0837(52)5241)

職業

11月12日 美東センター 13時30分~14時30分
11月14日 サンワーク美祿 11時~15時30分
11月26日 嘉万公民館 13時30分~14時30分
11月28日 サンワーク美祿 11時~15時30分

問い合わせ先 宇部公共職業安定所(☎0836(31)0164)

人権

11月7日 綾木公民館 13時30分~16時30分
11月14日 秋芳地域福祉センター 13時30分~16時30分
11月21日 美祿市民会館第3会議室 10時~15時
美東地域福祉センター 13時30分~16時30分
11月28日 岩永公民館 13時30分~16時30分

問い合わせ先 山口地方司法局人権擁護課(☎083(922)2295)

行政

11月21日 美祿市民会館 10時~12時
11月28日 岩永公民館 13時30分~16時30分

問い合わせ先 市民課(☎0837(52)5230)

心配ごと

毎週水曜日 13時30分~16時30分
(※受付は16時まで)

11月7日 美祿市社会福祉協議会、綾木公民館
11月14日 伊佐公民館、秋芳地域福祉センター
11月21日 美祿市社会福祉協議会、美東地域福祉センター
11月28日 美祿市社会福祉協議会、岩永公民館

問い合わせ先 美祿市社会福祉協議会(☎0837(52)5222)

司法書士による

無料法律相談
13時30分~15時30分

11月1日 美東総合支所
※12月6日 美祿市役所
(※11月29日 予約開始)

弁護士による

無料法律相談
13時30分~15時20分

11月15日 美祿市役所
(11月8日 予約開始)

予約先 市民相談室(☎0837(52)5230)

移動市長室(11月予定)

市長が地域に出向き、市民の皆さんの意見を直接お聞きます。

※ 先着順に対応させていただきます。また、多数の面会希望があった場合、1人(1組)あたりの時間を調整させていただきますことをご了承ください。

美祿市役所	11月21日 10時30分~11時30分	美祿産業技術センター	11月21日 13時30分~14時30分
美東総合支所	11月22日 10時30分~11時30分	秋芳総合支所	11月22日 13時30分~14時30分
赤郷公民館	11月26日 10時30分~11時30分	岩永公民館	11月26日 13時30分~14時30分

問い合わせ先 秘書課(☎0837(52)5250)